

# 佐渡市社会福祉法人等指導監査実施要領

平成25年3月29日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、佐渡市社会福祉法人等指導監査実施要綱（平成25年佐渡市訓令第10号。以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、社会福祉法人等に対して行う指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査実施計画)

第2条 要綱第6条の実施計画の策定項目は、実施方針、重点事項及び年間計画とする。

2 実施計画は、毎年5月末日までに策定するものとする。

3 第1項の実施計画の策定項目のうち、実施方針及び重点事項は、市のホームページに掲載する等の方法により、公表するものとする。

(指導監査の通知)

第3条 要綱第7条の規定による事前通知は、様式第1号により原則として指導監査を実施する日の30日前までに行うものとする。

(指導監査資料)

第4条 指導監査資料は、毎年5月末日までに定め、前条の事前通知とともに社会福祉法人に送付し、指導監査を実施する日の10日前までに提出させるものとする。

(指導監査項目)

第5条 要綱第5条第1号の別に定める項目は、前条の指導監査資料に掲げる項目とする。

(指導監査職員の心得)

第6条 指導監査を行う職員は、指導監査に当たり、あらかじめその手順及び分担等を定め、能率的に行うよう努めるとともに、社会福祉法人等の業務に支障のないように留意しなければならない。

2 指導監査を行う職員は、常に穏健かつ冷静な態度を保持し、指導監査事項の説明及び答弁を慎重に聴取するものとする。

3 指導監査を行う職員は、公正不偏を旨とし、指導援助的態度を持って、努めて関係者の理解と自発的な改善が得られるよう配慮するものとする。

4 指導監査を行う職員は、相互信頼を基礎として、十分意見の交換を行い、問題点の発生原因の究明を行うよう努めるものとする。

(指導監査の方法)

第7条 指導監査は、社会福祉法人等の勤務時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときには、この限りでない。

2 実地による指導監査を行う職員は、提出された指導監査資料に基づき社会福祉法人等の運営状況等について説明を求め、関係施設、設備、帳簿書類等について確認するものとする。

3 指導監査を行う職員は、指導監査を行うため必要と認めるときは、社会福祉法人等から参考資料の提出を求めるものとする。

(講評)

第8条 要綱第10条の規定による指導監査結果の講評は、原則として別表に定める基準に基づき是正又は改善を要する事項を整理して行うものとする。

(復命)

第9条 要綱第11条の調書は、様式第2号(その1)及び様式第2号(その2)によるものとする。

(改善の指導等)

第10条 要綱第12条第1項の規定による指導監査の結果通知は、指導監査を実施した日からおおむね1箇月以内に、様式第3号により行うものとし、同条の期限は、通知をした日から1箇月以内とする。

2 指導監査の結果、要綱第12条第1項の規定による是正又は改善を要する事項がないと認めるときは、様式第4号により社会福祉法人等に通知するものとする。

(指導監査結果の情報提供)

第11条 要綱第13条の規定による関係機関への情報提供は、様式第5号又は様式第6号により通知する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

指導監査結果の取扱基準

内容	区分	処置	講評等の措置
改善報告書の提出を要しない指摘事項	法令等に照らし、改善又は検討を要する事項で、指導によりその目的が達成されるもの	指導監査を行った職員は、責任者に指導する。	講評の対象とする場合もあるが、指導に対する処置経過の報告は求めない。
改善報告書の提出を要する指摘事項	法令等に照らし、違法又は不当なもので、その程度が比較的軽微なもの	指導監査を行った職員は、責任者に注意を与える。	講評の対象とし、指摘に対する処置経過の報告を文書で求める。
	法令等に照らし、明らかに違法又は不当なもので、その程度が重大なもの	指導監査を行った職員は、責任者に厳重注意を与える。	講評の対象とし、指摘に対する処置経過の報告を文書で求める。 講評の対象とし、法令等に基づく措置を講ずる。

様式第1号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

佐渡市長 印

年度 社会福祉法人等指導監査の実施について（通知）

このことについて、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

- 1 日時
- 2 監査対象法人
- 3 会場
- 4 指導監査職員
- 5 事前提出資料

市ホームページにおいて提供する、社会福祉法人の運営に関する監査資料本文様式及び別表様式に所要事項を記載し、監査資料本文様式の最初のページに記載してある添付資料とともに 年 月 日までに 部提出してください。

佐渡市ホームページ>〇〇〇〇〇〇〇〇>〇〇〇〇〇〇〇〇

- 6 当日準備資料 事前提出資料に基づいて指導監査を行いますので、当該資料に関連する書類等を準備してください。
- 7 その他 当日は、役員の立ち会い及び法人運営等の内容について説明いただける方に対応をお願いします。

様式第2号（その1）（第9条関係）

社会福祉法人指導監査調書

法人名		指導監査年月日		前回指導監査 実施年月日	
概評					
	定款・規程に関する事項	役員等に関する事項	会計事務に関する事項	その他法人運営に関する事項	
前回指導監査での是正及び改善を要する事項についてその後の是正又は改善状況					
今回指導監査での 是正又は改善を要 する事項	改善報告書の提出を 要する指摘事項				
	改善報告書の提出を 要しない指摘事項				
	その他の指導事項			上記のとおり指導監査を実施しました。 年 月 日 指導監査職員 職氏名 印 指導監査職員 職氏名 印	
特記事項（質疑、要望事項含む）					

様式第2号（その2）（第9条関係）

社会福祉施設等指導監査調書

施設等の名称		指導監査年月日		前回指導監査 実施年月日	
概 評					
	施設運営管理に関する事項	入所者処遇の確保に関する事項	会計事務の適正な執行に関する事項	組織運営・人事管理及び財産管理に関する事項	
前回指導監査での是正及び改善を要する事項についてその後の是正又は改善状況					
今回指導監査での 是正又は改善を要する事項	改善報告書の提出を要する指摘事項				
	改善報告書の提出を要しない指摘事項				
	その他の指導事項			上記のとおり指導監査を実施しました。 年 月 日	
特記事項（質疑・要望事項含む）				指導監査職員 職氏名 印	指導監査職員 職氏名 印

様式第3号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

佐渡市長 印

年度 社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

このことについて、先に係員を派遣しての運営状況について調査検討したところ、今後の運営上、下記の改善報告書の提出を要する指摘事項について適切な措置を講ずる必要があると認められるので、これらの是正改善について特段の配慮を願います。

なお、これらの是正又は改善状況について、 月 日までに別紙様式により報告してください。

（改善報告書の提出を要しない指摘事項がある場合）

また、下記の改善報告書の提出を要しない指摘事項について改善を行い、さらに質の高いサービスの提供に努めてください。

記

〔改善報告書の提出を要する指摘事項〕

〔改善報告書の提出を要しない指摘事項〕

別紙様式（様式第3号関係）

社会福祉法人等指導監査の是正又は改善状況

法人の名称（ ）

改善報告書の提出を要する指摘事項	原因	是正又は改善状況

- (注) 1 改善（完了）年月日について必ず記載してください。なお、改善報告書の提出期限までに改善が終了しない場合は改善（完了）予定年月日を記載してください。
- 2 改善状況を確認できる資料を添付してください。なお、改善報告書の提出期限までに改善が終了しない場合には、改善終了後速やかに改善状況を確認できる書類を送付してください。

様式第4号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

佐渡市長

印

年度 社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

このことについて、先に係員を派遣して の運営状況を調査検討したところ、おおむね適切な運営がなされていると認められましたので通知します。  
（改善報告書の提出を要しない指摘事項がある場合）

なお、下記の改善報告書の提出を要しない指摘事項について改善を行い、さらに質の高いサービスの提供に努めてください。

記

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

地域振興局健康福祉（環境）部長 様

佐渡市長

印

年度 社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

下記社会福祉法人等に対して実施した指導監査の結果について、別紙写しのとおり通知したのでお知らせします。

記

指導監査年月日	法人名

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

地域振興局健康福祉（環境）部長 様

佐渡市長

印

年度 社会福祉法人等指導監査の結果について（通知）

社会福祉法人等に対して実施した指導監査の結果について、下記社会福祉法人から別紙写しのとおり改善状況が提出されたので送付します。

記

指導監査年月日	法人名